

# J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

---

プロジェクトの名称：

高滝神明の里

高効率空調機、及び LED 照明の導入による省エネルギー事業

プロジェクト 実施者名	社会福祉法人 加茂つくし会
----------------	---------------

妥当性確認申請日 2015 年 2 月 6 日

プロジェクト登録申請日 2015 年 3 月 6 日

## 1 プロジェクト実施者の情報

### 1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がある場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) シャカイフクシホウジン カモツクシカイ
	社会福祉法人 加茂つくし会
住所	千葉県市原市駒込 196 番 1

### 1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ) スイコウトップライン 翠光トップライン
	東京都文京区湯島 3-11-10
住所	東京都文京区湯島 3-11-10

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

### 1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ) シャカイフクシホウジンカモツクシカイ 社会福祉法人 加茂つくし会
	千葉県市原市駒込 196 番 1
住所	千葉県市原市駒込 196 番 1

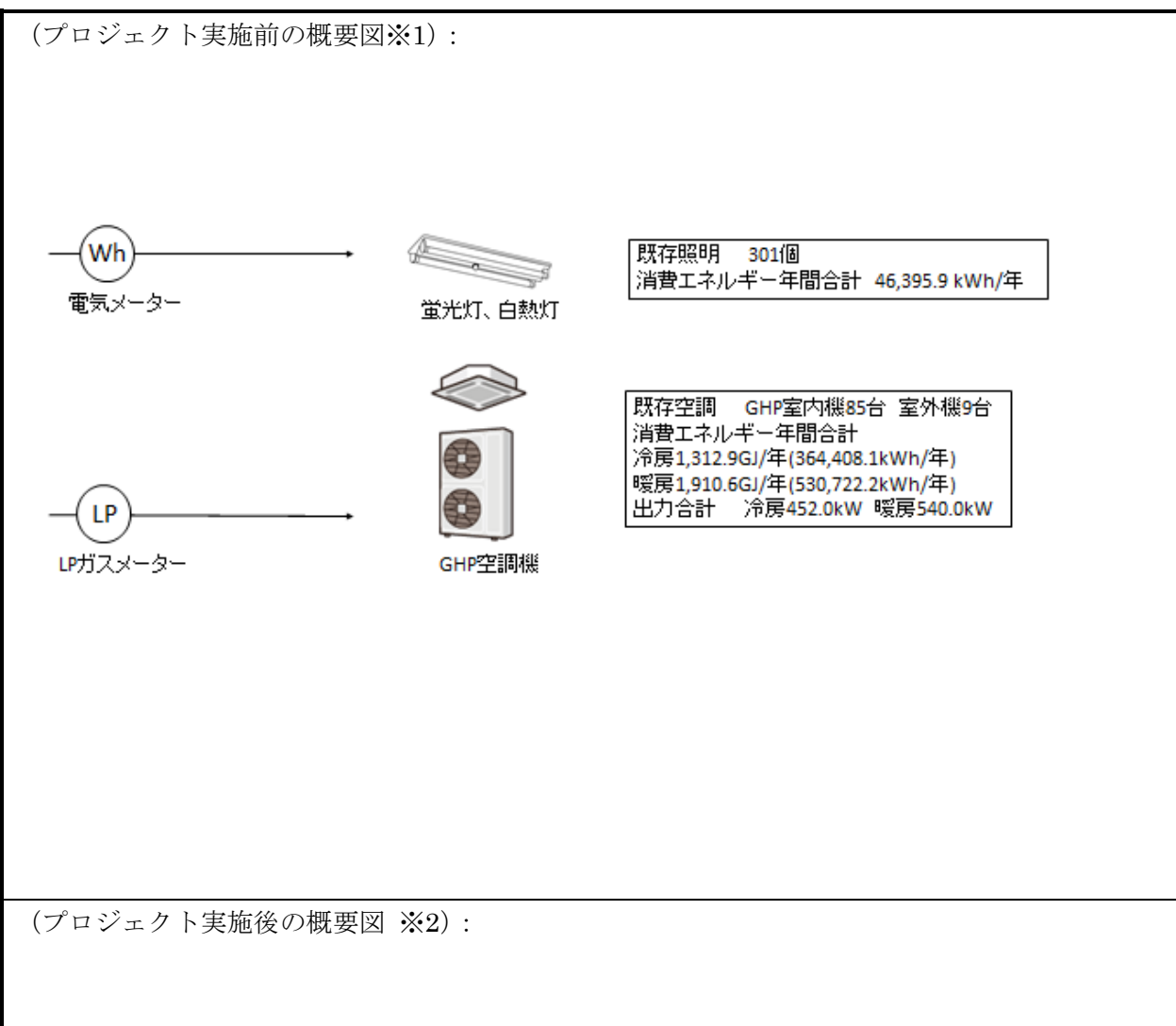
※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

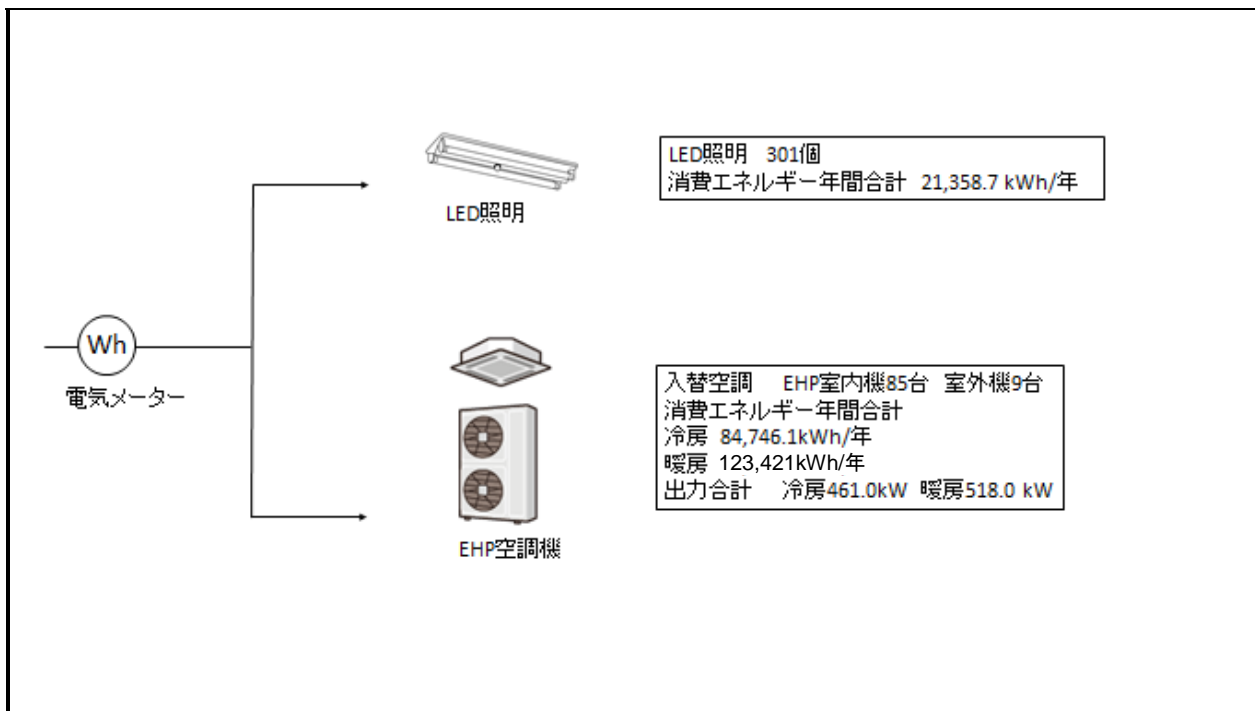
## 2 プロジェクト概要

### 2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	高滝神明の里 高効率空調機、及び LED 照明の導入による省エネルギー事業	
目的	既存空調機を高効率空調機へ更新、主要箇所の照明を LED とし、エネルギーの使用合理化と削減を目指す事業です。	
概要（削減方法）	<p>【LED 照明】既存の照明 301 本を LED に更新します。発光効率が高い為、必要な電力が少なくすみ省エネルギーになります。</p> <p>【空調機】LPG を使用する既存の GHP（室外機 9 台、室内機 85 台）を EHP に更新することで圧縮機の低速性能向上や冷凍サイクル制御の適正化により省エネルギーになります。</p>	
プロジェクト実施場所	実施事業所名	特別養護老人ホーム 高滝神明の里
	住所	千葉県市原市駒込 196 番 1

### 2.2 プロジェクト実施前後の状況





## 2.3 プロジェクト要件への適合

プロジェクトの実施日 ※1	<p>■2013年4月以降に実施されたプロジェクトである</p> <p>□2012年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない ※2</p> <p>□2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録を受けている ※3</p>
追加性	■追加性を有している ※4

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 2013年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット (J-VER) 制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※4 追加性評価に関する詳細情報は別紙 (A.2) に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの (ポジティブリスト) については、別紙 (A.2) の記入は不要。

### 3 方法論

#### 3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	<u>EN-S-004 ver.1.1</u>
	方法論名称	空調設備の導入
更新／新設 ※1	■更新プロジェクト    □新設プロジェクト	

適用する方法論	方法論番号	<u>EN-S-006 ver.1.1</u>
	方法論名称	照明設備の導入
更新／新設 ※1	■更新プロジェクト    □新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

#### 3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

空調設備の導入 EN-S-004 ver.1.1

条件1	■ 適合している	説明 ベースライン既存空調設備（事業実施前に導入されていた空調設備 GHP【冷房 COP1.0 暖房 COP1.2】）に比べて高効率空調設備 EHP【冷房 COP4.3 暖房 COP4.3】を導入しているため。 また、①更新前の設備の効率等の仕様が取得でき、②更新前の設備の導入日は2000年11月1日であるため、更新前の設備の使用期間は法定耐用年数の2倍(30年)以内であり、現在も稼働していることから故障による更新ではなく、空調設備で生産した暖気又は冷気の利用実態にプロジェクト実施前後で変更がないため。
条件2	■ 適合している	説明 空調設備で生産した暖気又は冷気の全部が自家消費されるため。

条件 1	<p>■ 適合している</p>	<p>説明</p> <p>ベースライン照明（事業実施前に導入されていた照明【定格能力合計値：15,354W】）に比べて効率の高いLED照明を導入しているため。【定格能力合計値：7,055W】</p> <p>また、①更新前の設備の情報が取得でき、②更新前の設備の導入日は2000年11月1日であるため、更新前の設備の使用期間は法定耐用年数の2倍（30年）以内であり、現在も稼働していることから故障による更新ではないため。</p>
------	-----------------	---

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

### 3.3 モニタリング・算定方法

ベースライン排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	空調設備によるLPガスの使用	CO2	—	■ 排出量の算定を行う
主要			—	□ 排出量の算定を行う
付随的				□ 排出量の算定を行う □ 排出量の算定を省略する
付随的				□ 排出量の算定を行う □ 排出量の算定を省略する

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	空調設備による電力の使用	CO2	—	■ 排出量の算定を行う
主要			—	□ 排出量の算定を行う
付随的				□ 排出量の算定を行う □ 影響度により排出量を評価する
付随的				□ 排出量の算定を行う □ 影響度により排出量を評価する

ベースライン排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	照明設備による電力 の使用	CO2	－	■排出量の算定を行う
主要			－	□排出量の算定を行う
付随的				□排出量の算定を行う □排出量の算定を省略する
付随的				□排出量の算定を行う □排出量の算定を省略する

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	照明設備による電力 の使用	CO2	－	■排出量の算定を行う
主要			－	□排出量の算定を行う
付随的				□排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する
付随的				□排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

#### 4 排出削減計画 全体

認証予定期間 ※1	2015年4月1日 ～ 2021年3月31日 (6年0ヶ月)			
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量	プロジェクト実施後 排出量	排出削減量
	2013年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2014年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2015年度	197.7 t-CO2	130.9 t-CO2	66 t-CO2
	2016年度	197.7 t-CO2	130.9 t-CO2	66 t-CO2
	2017年度	197.7 t-CO2	130.9 t-CO2	66 t-CO2
	2018年度	197.7 t-CO2	130.9 t-CO2	66 t-CO2
	2019年度	197.7 t-CO2	130.9 t-CO2	66 t-CO2
	2020年度	197.7 t-CO2	130.9 t-CO2	66 t-CO2
	合計	1,186.2 t-CO2	785.4 t-CO2	396 t-CO2
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力のCO2排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由 (以下に記載すること)			

#### 空調

認証予定期間 ※1	2015年4月1日 ～ 2021年3月31日 (6年0ヶ月)			
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量	プロジェクト実施後 排出量	排出削減量
	2013年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2014年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2015年度	171.3 t-CO2	118.7 t-CO2	52 t-CO2
	2016年度	171.3 t-CO2	118.7 t-CO2	52 t-CO2
	2017年度	171.3 t-CO2	118.7 t-CO2	52 t-CO2
	2018年度	171.3 t-CO2	118.7 t-CO2	52 t-CO2
	2019年度	171.3 t-CO2	118.7 t-CO2	52 t-CO2
	2020年度	171.3 t-CO2	118.7 t-CO2	52 t-CO2
	合計	1,027.8 t-CO2	712.2 t-CO2	312 t-CO2
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力のCO2排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由 (以下に記載すること)			



照明

認証予定期間 ※1	2015年4月1日 ～ 2021年3月31日 (6年0ヶ月)			
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量	プロジェクト実施後 排出量	排出削減量
	2013年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2014年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2015年度	26.4 t-CO2	12.2 t-CO2	14 t-CO2
	2016年度	26.4 t-CO2	12.2 t-CO2	14 t-CO2
	2017年度	26.4 t-CO2	12.2 t-CO2	14 t-CO2
	2018年度	26.4 t-CO2	12.2 t-CO2	14 t-CO2
	2019年度	26.4 t-CO2	12.2 t-CO2	14 t-CO2
	2020年度	26.4 t-CO2	12.2 t-CO2	14 t-CO2
	合計	158.4 t-CO2	73.2 t-CO2	84 t-CO2
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力のCO2排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由 (以下に記載すること)			

※1 認証予定期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から2021年3月31日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙A.3に記載すること。

## 5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

### 5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	株式会社翠光トップライン 省エネ事業部 部長
モニタリング担当者 ※1	株式会社翠光トップライン 研究室 室長

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

### 5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・5.1 モニタリング担当者が、多回路エネルギーモニタのロギングデータを保管する。</li><li>・5.1 データ管理責任者が、プロジェクト実施前後の設備の仕様書を紙媒体で保管する。</li></ul>
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 <u> 2 </u> 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。

## 6 特記事項

### 6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	

### 6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： \_\_\_\_\_)

類似制度での認証予定期間： \_\_\_\_\_ )

登録していない

### 6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。